

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福井市長 西行 茂

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	殿下
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っている。
【主要作物】水稻、大麦、そば、大豆の栽培を行っている。
【その他】農地は概ね集積されている。将来にわたって営農継続を図るためには、後継者の確保・育成に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】現在集落にある農地を「農業を担う者」である認定農業法人を中心に維持していく。
【将来の主要作物】水稻(主食用米)、麦(大麦)、大豆の栽培を行っていく。
【その他】自動走行農機具(トラクター・田植機・コンバイン)の導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	68.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	65.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.9 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化できている(5割以上)。畦畔ブロックおよび昇降路の撤去を計画的に行い、作業効率に配慮しながら集約化できるよう配慮していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
既に集落全体を農地中間管理機構に貸し付けており、今後も継続して農地を貸し付け、農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
将来的には、担い手不足、農業従事者の高齢化を考えると、集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していかざるを得ない。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
既に農業散布を委託している。また、岡保地区全域で共同防除を行っている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	-	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	-	☐ ④輸出	-	☐ ⑤果樹等	
-	☐ ⑥燃料・資源作物等	-	☐ ⑦保全・管理等	-	☐ ⑧農業用施設	-	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①今後山に近い一部の圃場にて電気柵の設置対策等を等の実施していく。地域ぐるみで電気柵等の維持管理や捕獲柵の見廻り、埋設の協力などを行う(平成27年殿下地区鳥獣害対策協議会を設立)。捕獲したイノシシ、シカ等の鳥獣肉(ジビエ)の有効活用を図る。③自動走行農機具(トラクター・田植機・コンバイン)の導入を検討する。⑩直売所を活用した地産地消に取組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。

4 変更申請経歴

・農地の追加による計画区域の農用地面積の増加 2筆 (令和7年7月)
